

自然科学研究機構生理学研究所企画立案委員会規則

平成19年3月30日
生研規則第1号

(設置)

第1条 自然科学研究機構生理学研究所（以下「研究所」という。）に、研究所の運営に係る重要事項を企画立案のため、企画立案委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究所長
- 二 副所長
- 三 研究総主幹
- 四 主幹
- 五 その他研究所長が必要と認める者

(委員長)

第3条 委員会は、副所長が招集し、その委員長となる。

(委員以外の者の出席)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。